

2016年7月12日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社  
代表者名 取締役社長 津賀 一宏  
(コード番号 6752 東証・名証第一部)  
問合せ先 コーポレート戦略本部  
経営企画部長 原田 秀昭  
(TEL. 06-6908-1121)

### ブラウン管事業に係る欧州司法裁判所の決定について

パナソニック株式会社（以下、「当社」又は「パナソニック」）は、ブラウン管事業に係る欧州普通裁判所の判決に関して欧州司法裁判所に上告しておりましたが、2016年7月8日、欧州司法裁判所より当社の上告を棄却する決定の通知を受けました。

これにより、パナソニックに課された制裁金 128,866,000 ユーロ※が確定しました。

※円貨換算で、約 143 億円（1 ユーロ=111.22 円で換算）

本件の経緯及び当社連結業績への影響は下記のとおりです。

#### 記

##### 1. 経緯

- 2012年12月、欧州委員会が、パナソニック及びパナソニック子会社のMT映像ディスプレイ株式会社（以下、「MTPD」）に対し、テレビ用ブラウン管事業に関して欧州競争法に違反したとして制裁金を課すことを決定。パナソニック及び MTPD は、欧州委員会による事実認定や法令の適用に疑義があるとして、欧州普通裁判所に提訴。
- 2015年9月、欧州普通裁判所が、欧州委員会の課した制裁金を減額する判決。この判決による制裁金は、次のとおり。
  - －パナソニック単独 128,866,000 ユーロ
  - －パナソニック及び MTPD の連帯責任 7,530,000 ユーロ
  - －パナソニック、MTPD 及び株式会社 東芝の連帯責任 82,826,000 ユーロ

当社は、パナソニック単独に対する制裁金に関して欧州司法裁判所へ上告。その他の制裁金のうちパナソニック及びMTPDが連帯して責任を負う金額62,747,334ユーロを支払い済み。

- 2016年7月8日、欧州司法裁判所より上告棄却決定の通知を受領。これにより、パナソニック単独に課された制裁金128,866,000ユーロが確定したため、当社は当該制裁金を支払う。

なお、パナソニック及びMTPDは既にブラウン管事業から撤退しております。

## 2. 連結業績への影響

当社は、本件に関し、前年度末までに見積もり可能な部分について引当計上を行っていることもあり、2017年3月期連結業績予想への重要な影響はない見込みです。

パナソニックグループでは、この度の事態を真摯に受け止め、引き続き競争法を含むすべての法令順守を徹底していきます。

以 上